

第 6062 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年10月17日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

## ⇨ 相続開始前3年以内に贈与を受けた者と相続税の申告

**Q** : 母親が亡くなりました。母が亡くなる2年前に金銭贈与を受けましたので、相続では何ももらいません。この場合、相続税の申告はどうなりますか？

**A** : 原則として申告の必要はありませんが、生命保険金などを取得した場合は、申告が必要です。

### 【解説】

相続税では、相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続開始前3年以内にその相続に係る被相続人から贈与により財産を取得している場合には、その者については、その者の相続税の課税価格に、その贈与により取得した財産の価額を加算した金額をその者の相続税の課税価格とみなし、その課税価格に基づいて計算した相続税額から、その贈与により取得した財産について課された贈与税額を控除した金額が、納付すべき相続税額となっています。

この取扱いを生前贈与加算といいます。

この取扱いの適用を受ける者は、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者に限られますので、お尋ねのように、相続で財産を取得されなかった場合には相続税の申告は不要になります。

ただし、相続税が非課税となる生命保険金などのみなし相続財産を受け取ったという場合は、それが非課税枠の範囲内であっても、相続又は遺贈により財産を取得したことになり、相続税の申告が必要になりますので、ご注意ください。

